国内における「少年大会特別規程」修正箇所を赤字で標記

国内における少年(中学生以下)の試合は、国際柔道連盟試合審判規程に則って行われるが、安全面を考慮し、次の条項を加えて行なうものとする。

第17条(抑え込み)

附則として次を加える

寝技の攻撃・防御において、脊椎及び脊髄に損傷を及ぼす動作と判断したときは「待て」とする。

第18条 禁止事項と罰則

指導 (軽微な違反)

- 1. 立ち姿勢で相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること。 ただし、技を施すため、瞬間的(1,2秒程度)に握ることを認める。 (注)中学生は、試合者の程度に応じて、後ろ襟を握ることを認める。
- 2. 両膝を最初から同時に畳について背負投等を施すこと。
- 3. 関節技及び絞技を用いること。
- 4. 無理な巻き込み技を施すこと。
- 5. 相手の頸を抱えて大外刈、払腰などを施すこと。
- 6. 小学生以下が、裏投を施すこと。
- 7. 「逆背負投」(通称)の様な技を施すこと。
- 8. 両袖を持って投げ技を施すこと。

反則負け(重大な違反)

- 1. 攻撃・防御において、故意に相手の関節を極めること。
- 2. 通称「逆背負投」の様な技を施すこと。
- 3. 両袖を持って投げ技を施すこと。

(附則)

指導(軽微な違反)

- 1. 〔相手の後ろ襟、背部又は帯を握ること〕関係
 - ①「後ろ襟」とは、柔道衣を正しく着用したときの頸の後ろ側(うなじあたり)の範囲をいう。試合者の一方が後ろ襟を握った後、その襟を引き下げて側頸部にずらした場合でも「後ろ襟」とみなす。
 - ②「背部を握る」の範囲は、目安として肩の中心線に手首がかかるような状態をいう。背部を握った後、柔道衣をたぐりよせて釣り手の一部の指が後ろ襟の内側を握る状態になっても背部とみなす。特例として「後ろ襟、又は背部を握った」状態で、通称ケンケン内股等(内股に限らずケンケンとなる大内刈や大外刈等)をかけることは、〔瞬間的(1,2 秒程度)〕の事項を適用せず、また、その後、連絡した技や変化した技についても、技の効果が途切れるまで継続を認める。
- 2. 〔両膝を最初から同時に畳について背負投等を施すこと。〕関係 両膝を最初から畳につくとは、膝の外側部、内側部も含む。同時はもちろん、ほとんど同時と見な される場合も含む。技が崩れた結果である場合は反則としない。
- 3. 〔関節技及び絞技を用いること。〕関係
 - ①寝技の攻撃・防御において、脚を交差して相手を制しているだけの状態は、三角絞とはみなさない。抑え込もうと脚を交差して相手を制止した後、絞まっている状態あるいは脊椎及び脊髄に損傷を及ぼす動作と判断した場合は、受傷を防ぐために、早めに「待て」とする。また、通称「三角固」の体勢となった時点で、危険な状態ではないと判断しても、交差している脚を直ちに解かなければ「待て」とする。交差していた脚を直ちに解けば、寝技の攻撃・防御は継続となる。

②故意ではなかったが、絞技および関節が極まった場合は、「待て」とする。

4. 〔無理な巻き込み技を施すこと。〕関係

「無理な巻き込み」とは、軸足のバネを利かすことなく、体を利用して倒れ込むようにして巻き込んだ技をいう。**技が崩れた結果である場合は反則としない。**

- 5. 〔相手の頸を抱えて施す大外刈、払腰などを施すこと。〕関係 「相手の頸を抱えて施す大外刈、払腰等」とは、明らかに腕を相手の頸に巻きつけて施した場合の みをいう。
- 7. [「逆背負投」(通称)の様な技を施すこと。] 関係

例えば一方の試合者が右組み、他方の試合者が左組みの体勢から、右組みの試合者が、正しく組ん だ釣り手側の前襟を両手で握りながら、右足前回り捌き又は、左足後回り捌きで技を施し、相手を 左方向に一回転させながら捻りを加えて、背中、又は頭から投げ落とす様な技をいう。但し、背負 投を施して、相手が技を防御するために反対の肩越しに落ちた場合は含まない。

8. 〔両袖を持って投げ技を施すこと。〕関係

相手の両袖を左右それぞれの手で持ったまま袖釣込腰、大外刈、外巻込等の技を施した場合をいう。 但し、相手の片袖を持って、相手に自身の片袖を持たせたまま内股等の技を施した場合は含まない。

- 反則負け(重大な違反)-

2. 〔通称「逆背負投」の様な技を施すこと。〕関係

例えば一方の試合者が右組み、他方の試合者が左組みの体勢から、右組みの試合者が、正しく組ん だ釣り手側の前襟を両手で握りながら、右足前回り捌き又は、左足後回り捌きで技を施し、相手を 左方向に一回転させながら捻りを加えて、背中、又は頭から投げ落とす様な技をいう。但し、背負 投を施して、相手が技を防御するために反対の肩越しに落ちた場合は含まない。

3. 「両袖を持って投げ技を施すこと。」関係

相手の両袖を左右それぞれの手で持ったまま袖釣込腰、大外刈、外巻込等の技を施した場合をいう。但し、相手の片袖を持って、相手に自身の片袖を持たせたまま内股等の技を施した場合は含まな

改廃

本規程の改廃は、審判委員会において協議し、理事会の承認を得て行う。

- 付則 この申し合わせは、平成22年5月1日から実施する。
 - この申し合わせは、平成23年6月14日から部分変更して施行する。
 - この申し合わせは、平成27年3月31日から改正し、平成27年6月1日から施行する。
 - この申し合わせは、平成27年11月30日から申し合わせを特別規定として改正し、施行する。
 - この特別規定は、平成30年3月1日から改正し、平成30年4月1日から施行する。
 - この特別規定は、令和3年3月15日から特別規程と改正し、施行する。
 - この特別規程は、2022年1月24日から改正し、2022年4月1日から施行する。
 - この特別規程は、2023年12月8日から改正し、2024年4月1日から施行する。

関係各位

公益財団法人全日本柔道連盟 審判委員会委員長 大迫 明伸 (公印省略)

国内における「少年大会特別規程」による 寝技において「待て」を宣告するケースについて

拝啓 残雪の候、時下ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は本連盟の諸事業に対し格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本連盟審判委員会では、昨年度に引き続き、少年大会における安全を確立する為に、寝技においてどのような技を施せば危険なのか、あるいはいかなる体制になれば危険として、主審が待てを宣告するのかを具体的な事例を映像で示すことにしました。

少年柔道の目的は少年の健全育成であり、目先の勝ち負けではありません。柔道に関わるすべての皆様には、今一度このことを肝に銘じてもらい、柔道を愛する子どもたちの安全を確保する為に、この映像を参考にしてもらい、安全を最優先とした適切な指導にあたってください。

- (1)相手の肩関節に危害を及ぼす可能性がある場合について
- ②相手の首や脊椎に危害を及ぼす場合について
- ③取が受の腕を抱えずに、直接に相手の頭部又は首のみを腕で抱え込んで抑え込んだ場合について
- ④取が脚を使って、受の腕を含まず首だけを固めて受をコントロールした場合について
- ⑤通称「三角固」に制してから抑え込む場合について
- ⑥通称「腹包み」からの抑え込む場合について
- (7)通称「肩三角グリップ」から抑え込む場合について
- ⑧捨身技の「俵返」から抑え込む場合について

なお、映像の使用につきましては、所属団体における指導者講習会、審判講習会における使用に とどめてもらい、画面録画などをしてSNSで掲載する事は固く禁じます。

各所属団体におきましては、周知徹底のご協力を、よろしくお願い申し上げます。

記

解説動画: https://www.youtube.com/watch?v=9rhvdSMRBDc



【問い合わせ先】 公益財団法人全日本柔道連盟 大会事業課 メール shinpan@judo.or.jp 国内における「少年大会特別規程」による寝技において「待て」を宣告するケースについて(全柔連発第23-0630号 2024/3/7)

全柔連 TV「少年大会特別規定における寝技て *「待て」となるケース 240201」より

1、相手の肩関節に危害を及ぼす可能性がある場合について

①相手の肩関節に危害を及ぼす可能性がある場合は、「待て」を宣告する。取側の力点の位置が 肩関節から遠くなる程、受側の抵抗が困難となり受傷しやすくなるので、早めの「待て」が必要 となる。

2、相手の首や脊椎に危害を及ぼす場合について

- ①相手の首や脊柱に危害を及ぼす行為は、「待て」を宣告する。
- 3、取が受の腕を抱えずに、直接に相手の頭部又は首のみを腕で抱え込んで抑え込んだ場合について
- ①(腕を抱えない)相手の頭部又は首のみを腕で抱えたような抑え込みは許されない。「待て」を宣告する。---このルールはシニア大会でも適用される。
- 4、取が脚を使って、受の腕を含まず首だけを固めて受をコントロールした場合について
- ①寝技で(取が)脚を使って(受の)腕を含まず首だけを固めて受をコントロールした場合(抑え込んだ場合)、「待て」を宣告する。---このルールはシニア大会でも適用される。

5、通称「三角固」に制してから抑え込む場合について

- ①通称「三角固」の体制となった時点で、危険な状態ではないと判断してね、交差している脚を 直ちに解かなければ「待て」とする。交差していた脚を直ちに解けば、寝技の攻撃・防御は継続 となる。
- ②抑え込もうと脚を交差して相手を制止した後、締まっている状態あるいは脊柱及び脊髄に損傷 を及ぼす動作と判断した場合は、受傷を防ぐために、早めに「待て」とする。

6、通称「腹包み」からの抑え込む場合について

①抑え込みは認められるが、過度に頸部を極め上げた場合は危険として「待て」とする。

7、通称「肩三角グリップ」から抑え込む場合について

- ①抑え込みは認められるが、過度に頸部を極め上げた場合は危険として「待て」とする。
- ②相手の真前方向に返した場合は、頸部を過度にストレッチさせることから危険として「待て」を宣告する。
- ③お互いが立ち姿勢(両膝が畳から離れる)になれば「待て」を宣告する。「待て」に従わず投げた場合は「反則負け」となる。
- ④寝技において、脚で相手の体を固定し肩三角グリップを施すことは禁止行為であり「待て」が 宣告される。

8、捨身技の「俵返」から抑え込む場合について

- ①肩三角グリップに類似する技に「俵返」があるが、「俵返」は講道館柔道の真捨身技であり、 立ち姿勢から相手を投げることが認められ、寝技への移行が認められる。
- ②「俵返」は、立ち姿勢から投げることが認められ寝技への移行が認められるが、過度に頸部を極め上げた場合は危険として「待て」とする。